様式第18号(第13条関係)

丸亀市保育士修学資金等返還免除決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丸亀市長

年　　月　　日付けで申請のあった丸亀市保育士修学資金等の返還免除については、次のとおり決定したので丸亀市保育士修学資金等貸付条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 保育士修学資金返還免除の可否 | 可　・　否 |
| 借受人氏名 |  |
| 貸付金の種類 | 返還すべき額 |
| 修学資金 | 円 |
| 入学資金 | 円 |
| 就職準備金 | 円 |
| 返済免除決定額 | 円 |
| 不可の場合その理由 |  |

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。